

京丹後市男女共同参画条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第10条）

第2章 基本的施策（第11条—第24条）

第3章 京丹後市男女共同参画審議会（第25条）

第4章 雑則（第26条）

附則

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が進められてきたが、今なお、男女の個人としての自由な選択及び活動を制約するような意識、制度、慣行等が根強く残っている。少子高齢化の進展及び人口減少時代の到来に伴い、社会経済情勢及び地域・環境の変化に対応していくため、男女があらゆる分野でともに参画し、多様な視点と能力を活かせる、真に調和のとれた社会の実現が求められている。

ここ丹後は、古代、国内でも珍しい女性首長の古墳の存在や、大和王権の皇后に相次いで奉ぜられた伝説で知られ、また、丹後七姫の伝承が今に伝えられるなど、我が国づくりに草創のいにしえより著名な女性にゆかりのある地域である。

近世から現代にかけては、女性が基盤産業である丹後ちりめんの隆盛を支え、地域の発展に重要な役割を果たしてきたところである。

しかしながら、現在、女性が政策・方針決定過程へ参画する機会が多いとはいいがたく、女性力が潜在化している状況にある。女性の活躍の場が広がり、その力が発揮されることにより、経済及び社会を大きく動かすことと期待するものである。

私たちは、この時代の社会の潮流を縦糸、男女共同参画を横糸として、男女の多様な能力と個性できらめく色鮮やかなまちを織り上げることを決意し、市、市民及び事業者等が協働して取組を進めるため、男女共同参画の推進に関し基本理念等を定めた、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、在学・在勤する者及び市内を活動の拠点とする者をいう。
- (3) 事業者 市内において、事業活動を行う個人又は法人その他団体をいう。
- (4) 教育に携わる者 市内において、学校教育その他の生涯にわたる教育の分野において教育活動を行う者をいう。
- (5) 市民団体 市内において、自治会、PTAその他の住民福祉向上等のために活動を行う団体をいう。
- (6) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある男女間での、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 誰もが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕

事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等の活動について、人生の各段階に応じて自ら希望するバランスで展開できることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 個人としての尊厳が平等に重んじられ、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、自立した個人として個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女の性別による固定的な捉え方を反映した制度及び慣行が改善され、男女が社会活動に制限を受けることなく参画し、多様な生き方が自由に選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策並びに地域及び民間の団体における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力と社会の支援の下、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって職業生活、地域生活その他の活動に対等に参加でき、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- (5) 男女が、互いの性についての理解を深め、妊娠又は出産に関し双方の意思が基本的に尊重され、生涯を通じて健康な生活を営むことができること。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、国及び京都府その他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民、事業者、教育に携わる者及び市民団体（以下「市民等」という。）と協働して取り組むよう努めるものとする。

3 市は、率先して男女共同参画の推進に取り組むとともに、事業者の模範となるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に関する理解を深め、事業活動に際して就労環境を整備し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、基本理念に関する理解を深め、男女共同参画社会の形成の推進に配慮した教育を行うよう努めるものとする。

2 教育に携わる者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第8条 市民団体は、基本理念に関する理解を深め、運営又は活動に際して男女が共に参画する機会を確保し、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による人権侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(情報及び表現に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、男女の役割の固定的な捉え方並びに性的な暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び男女共同参画の推進に関する施策の妨げとなる表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(男女共同参画計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定するものとする。

- 2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、京丹後市男女共同参画審議会に諮問するとともに、市民等の意見を反映するよう努めるものとする。
- 3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 4 市長は、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて男女共同参画計画の見直しを行うものとする。
- 5 第2項及び第3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の推進体制の整備等)

第12条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進体制を整備するものとする。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、随時、必要な情報収集及び調査研究を行うものとする。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する活動拠点施設の機能充実に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、男女共同参画計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の実施状況等の公表)

第14条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(積極的改善措置)

第15条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女の間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民等と協力し、積極的に格差を是正するための措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 市は、附属機関等における委員の委嘱等に当たっては、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第16条 市は、学校教育その他の生涯にわたる教育及び学習活動の場において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(男女共同参画の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画に関する市民等の関心及び理解を深めるため、積極的に情報提供及び広報活動を行い、学習機会の充実及び啓発活動に努めるものとする。

(市民等の活動に対する支援)

第18条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を促進するため、市民等との協働に努めるとともに、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(市民等の報告及び表彰)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、市民等に対し、男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。

2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていると認められる市民等に対し、京丹後市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第20条 市は、事業者に対し、雇用の場における男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するため、情報及び学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(個人で営む事業における男女共同参画の推進)

第21条 市は、個人で営む事業において、男女共同参画が推進されるよう、情報の提供、相談その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの推進)

第22条 市は、市民が家庭生活における活動と職業生活における活動の両立を図ることができ、地域社会に参加することができるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めるものとする。

(生涯を通じた健康支援)

第23条 市は、男女が対等な関係の下に、互いの性についての理解を深め、尊重し合い、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むことができるよう、情報及び健診機会の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(苦情の申出等)

第24条 市民等は、性に基づく人権侵害の相談があるとき、又は市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に対して苦情があるときは、市長に申し出ることができるものとする。

2 市長は、前項の規定による相談及び苦情の申出を受けたときは、必要に応じて、京

丹後市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 京丹後市男女共同参画審議会

(京丹後市男女共同参画審議会)

第25条 男女共同参画を推進するため、市長の附属機関として、京丹後市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、第11条第2項、第19条第2項及び前条第2項に規定する事項のほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項について審議する。

3 審議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

(男女共同参画計画に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている京丹後市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定により策定された男女共同参画計画とみなす。

(京丹後市男女共同参画審議会条例の廃止)

3 京丹後市男女共同参画審議会条例（平成17年京丹後市条例第9号）は、廃止する。